

品目分類

関税率表通則(総論)

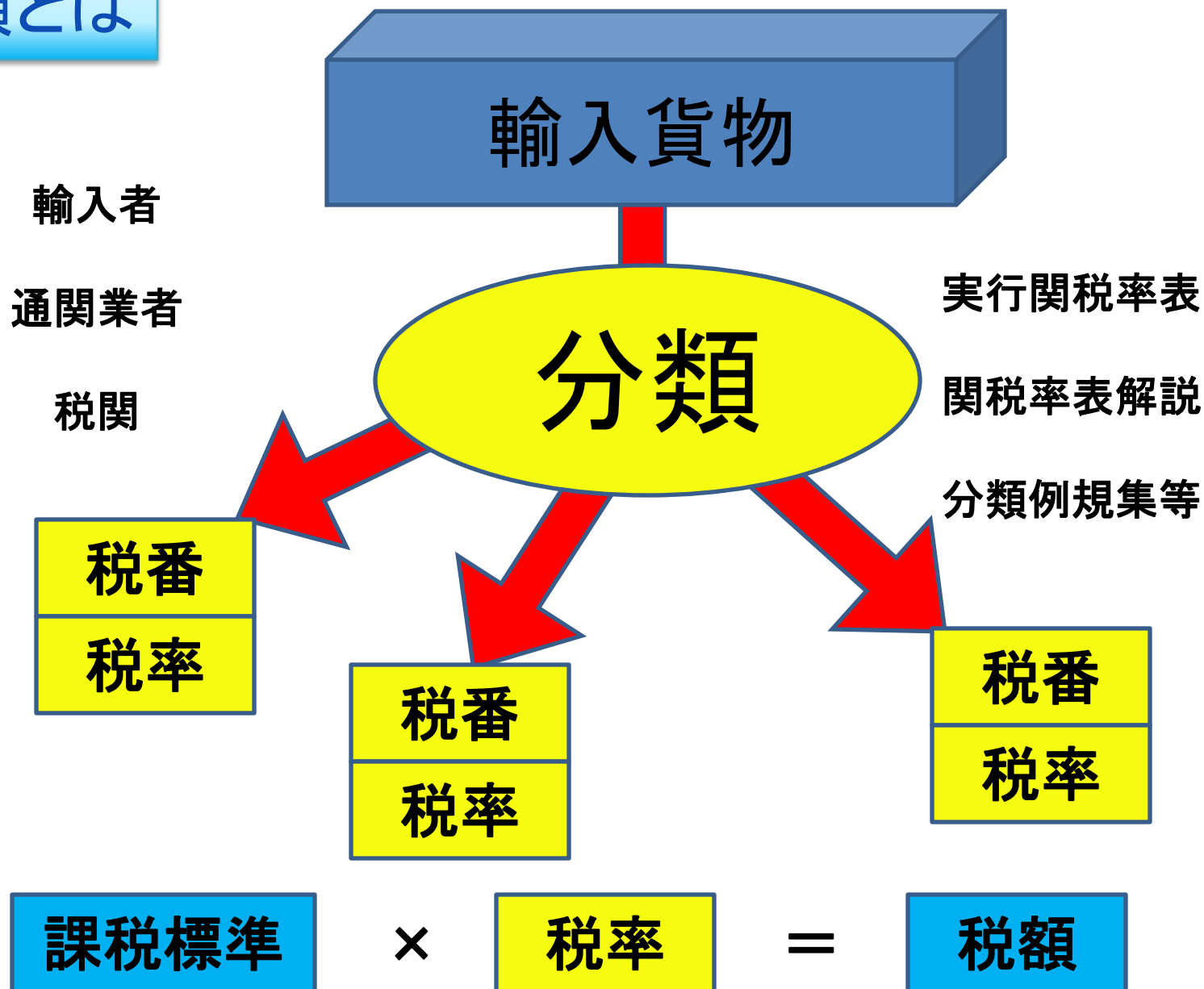
履物の分類について

平成24年6月7日



東京税関 業務部 首席関税鑑査官部門

分類とは



品目分類の考え方

- 1物1分類

一つの物品は、他の項及び号に分類される可能性を排除して、一つの項及び号に分類されなければならない▼

- 提示の際の現況

提示(輸入申告)の際の貨物の現況による判断が大原則



品目分類とは

- ・関税の課税等のために、
関税率表適用上の所属区分を決めること

品目分類に当たって留意すべき事項

- ・正確な商品把握
- ・関税率表体系の理解
- ・部注、類注の理解
- ・関税率表の解釈に関する通則の理解



品目分類の規定

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約
(略称: HS条約: International Convention on the Harmonized
Commodity Description and Coding System)

- (1) 我が国の現行の関税率表及び輸出入統計品目表は、HS条約附属書の品目表(HS品目表)に基づいて作成されている。
- (2) HS条約は、各国の関税率表の品目分類等を統一し国際貿易の円滑化に資するため、WCO(世界税関機構)の場において協議・採択され、1988年(昭和63年)1月1日に発効した。HS条約締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS品目表に適合させる義務がある。
- (3) HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに5度改正されている。我が国においては、HS品目表の改正に従って、関税率表及び統計品目表を改訂し対応している。
(1992年、1996年、2002年、2007年、2012年に改正)

HS品目表の品目数

品目数(2012年1月1日現在)

部(Section) ・・・・ 21 (第1部～第21部)

類(Chapter) ・ ・ ・ ・ ・ 96 (第1類～第97類(第77類は将来に備え欠番))

項(Heading) ・・・・ 1,223 (日本は電気を不採用(27.16項))

(本年2012改正にて03.08項、38.26項、96.19項が追加された。)

号(Subheading) ・ ・ 5,204 (日本は電気を不採用(2716.00号))

※なお、類と項の間に「節」を設けているところもある。(例:28類)

(2012年1月1日現在)

輸入統計細分 約9,300 輸出統計細分 約6,300

HS品目表の構成

- ・ 商取引の実態に合わせ、産業形態を柱とした構成
- ・ 原料から製品まで加工の度合に応じて系統的に分類

履物(例)6403.99-011 平底靴(甲・革／本底・ゴム)

部 (もっとも大きな分類の区分) 第12部

類 (2桁分類) 第64類

項 (4桁分類) 第64.03項

号 (6桁分類) 第6403.99号



※ 輸出入申告は9桁コード

HS 6桁＋国内細分(統計細分)3桁

関税率表解説

(HS品目表を補足)

世界税関機構(WCO)の公式の解釈である

「Explanatory Notes」を翻訳したもの。(関税局長通達)



翻訳
→



関税分類例規

- 国際分類例規

WCOの公式の見解である

「Classification Opinions」を翻訳したもの。



(関税局長通達)

- 国内分類例規

分類の不統一の生じやすい品目について、

我が国独自に分類上の基準等を定めたもの。(関税局長通達)

各種の税率について

実行関税率表をみればわかるように、税率には各種ある。
整理すると次のようになる。

税率名	根拠	対象国	対象税番
基本税率	関税定率法	全ての国	全て
暫定税率	関税暫定措置法	全ての国	一部
協定税率	W T O 協定	WTO締約国	一部
便益税率	関税定率法	政令にて国を指定	一部
特惠税率	関税暫定措置法	途上国	一部
特別特惠税率	関税暫定措置法	後発開発途上国	一部
E P A 税率	経済連携協定	経済連携協定締結国	一部

税率の適用優先順位

各種の税率の適用優先順位は次の通りとなる
(原則)

EPA税率 $\geq$ (特別) 特恵税率 $>$

協定税率(便益税率) $>$ 暫定税率 $>$ 基本税率



「関税率表の解釈に関する通則」とは (以下、通則という。)



- ・国際貿易において
商品を一統一的に分類するためのルール
- ・通則は、6つのルールから成っている。▼

通則1～5

項(4桁)の所属を決定▼

通則6

号(6桁)の所属を決定▼

備考

日本独自の規定

通則の構成

項の所属（4桁）

・通則1

基本原則▼

・通則2

項の範囲を拡大▼

・通則3

二以上の項に属するとみられる
場合の決定方法▼

・通則4

属する項がない場合の決定方法▼

・通則5

収納容器、包装材料、包装容器▼

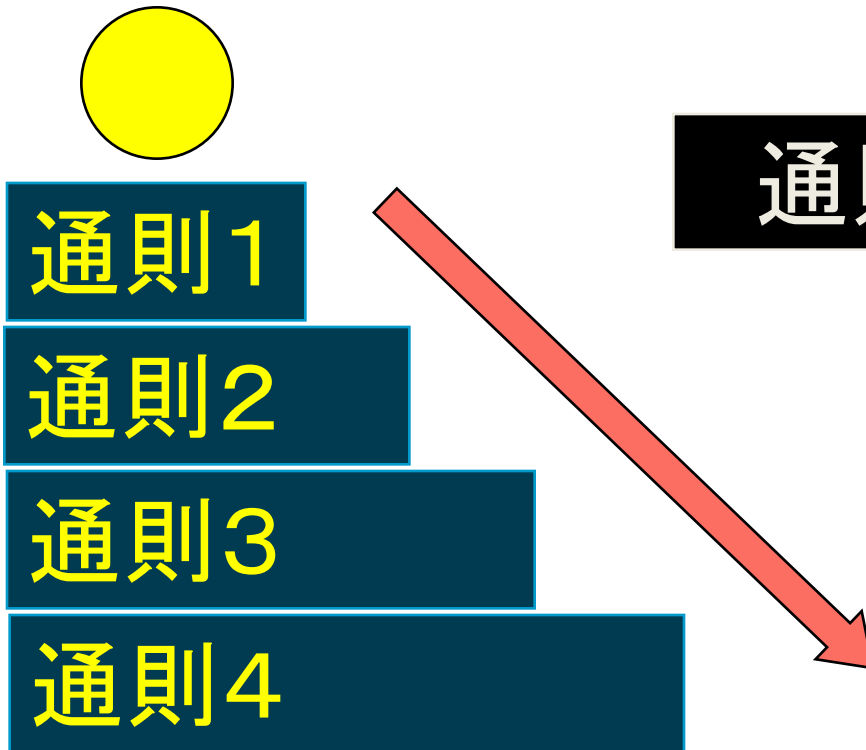
号の所属 （6桁）

・通則6

号の決定方法

通則の適用順序

通則1⇒通則2⇒通則3⇒通則4 の順に適用



通則1が最優先！

関税率表の解釈に関する通則

通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、**項の規定**及びこれに関係する**部又は類の注の規定**に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

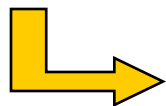
通則1の後段は、

- 項又は注の規定により項の所属を決定できない場合には、通則2以降の原則に従ってその所属を決定することを規定している。

- 項の規定及び注の規定が最優先
- 通則1で決まらない場合に通則2～4を適用

多くの物品は通則1で分類される
つまり通則1のみで終わり

通則1



通則2

通則3

通則4

通則5

容器の取扱

分類事例

★婦人ブーツ(甲・革 本底・ゴム製のブーツの足入れ部分に装飾品として 毛皮が縫製されている。)



通則1を適用

注4 3の規定に従うことを条件として、
(a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材(例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー)を考慮しない。

本品の毛皮部分は常に折り返した状態で使用するものであり、甲の外面を装飾する付属品と認める。

64.03項に所属が決定(6403.91-029 協定30%又は4300円/足のいずれか高い税率)

関税率表の解釈に関する通則

通則2(a)

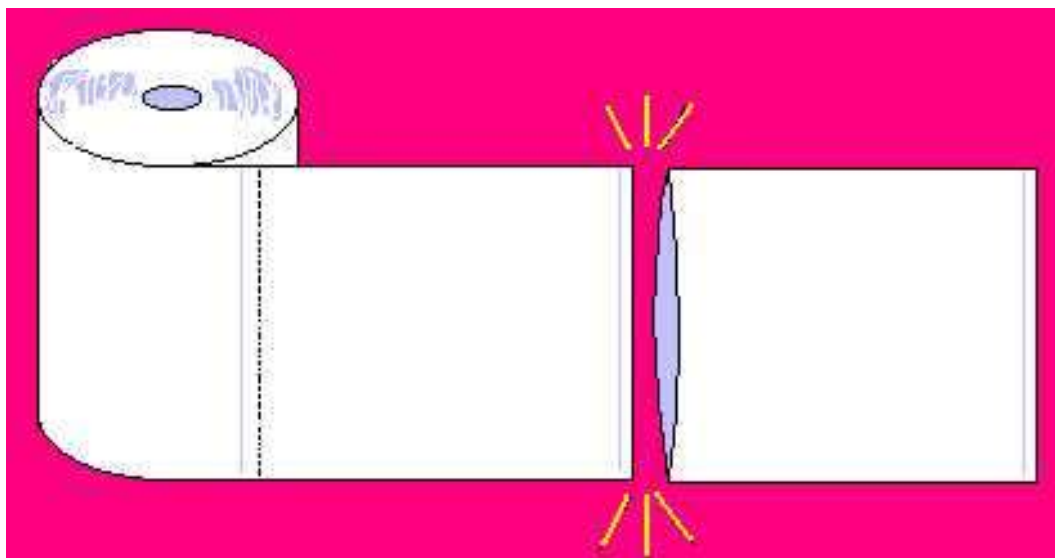
各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、**完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するもの**を含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に**組み立ててないもの及び分解してあるもの**を含む。

通則2(a)

2(a)の前段...各項に記載する物品には、未完成のもので
完成品として重要な特性を有するものを含む

★ロール状のポリ袋

(ミシン目を切り離すことにより、袋となるもの)

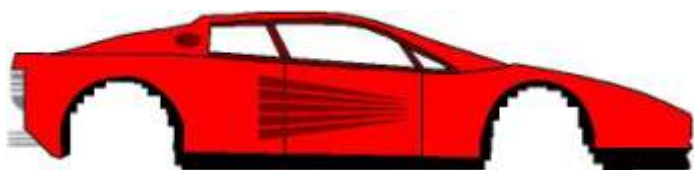


プラスチック製の包装用の製品として39.23項に所属

未完の完成品

タイヤのない乗用自動車

87.03 基 Free



弦の
張っていない
ギター 92.02
基 Free

完成した物品としての重要な特性

を提示の際に有するものは、

完成品として分類する。

通則2(a)

2(a)の後段...完成した物品で、**提示の際に
組み立ててないもの及び分解してあるもの**

★室内用履物の手作りキット(未組立てのもの)で、本底及び甲等の部分品がセットの状態提示されたもの。

・・本底及び甲が紡織用繊維から成るものとして(64.05項に分類)

★折り畳み可能なチェアーベッドを組み立てるために必要な各種の部品等を小売用の包装にしたもの。

・・腰掛け(寝台として兼用することができるもの) (94.01項に分類)

関税率表の解釈に関する通則

通則2(b)

各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含むものとする。**二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。**

関税率表の解釈に関する通則

通則3

(抜粋)

二以上の項に属するとみられる物品は次に定めるところにより所属を決定する。

3(a)

最も特殊な限定をして記載している項が、一般的な記載をしている項に優先する。

3(b)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品、小売用のセットにした物品であって、

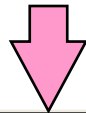
当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとして所属を決定する。

3(c)

等しく考慮に値する項のうち、数字上の配列において最後となる項に属する。

通則3(b) 重要な特性に着目

- ① 混合物
- ② 異なる材料から成る物品
- ③ 異なる構成要素で作られた物品
- ④ 小売用のセットにした物品



当該物品に重要な特性を与えている材料
又は構成要素から成るものとして所属を決定する。

【客観的基準】

性質(重量、容積、数量、価格、厚さ、幅など)

【抽象的基準】

機能、用途、役割など

ケース・バイ・ケースで判断

小売用のセットにした物品の要件

関税率表解説、通則3(b)(X)に規定されており、
次の要件のすべてを満たす ものにかぎり適用される

(a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの

(b) ある特定の必要性を満たすもの又はある特定の活動を行なう為に、共に包装されたもの

(c) 再包装しないで、使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

★婦人ブーツ(甲・革、本底・ゴム製のブーツに、
取り外し可能な毛皮のボアがついたもの)

通則1

通則2(b)

通則3(b)適用



43.03項(毛皮のボア)及び64.03項(革製靴)の
2つの項に属することとなる。

重要な特性をあたえている構成要素は
革製ブーツとして (小売セット再包装なし)

64.03項に所属が決定

★時計を取付けたバッグ



通則1

通則2(b)

42.02項(バッグ)及び91.03項(時計)の
2つの項に属することとなる。

通則3(b)適用

重要な特性をあたえている構成要素は
バッグとして

42.02項に所属が決定

関税率表の解釈に関する通則

通則3(c)

(a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項**に属する。

通則3(c)

等しく考慮に値する項のうち、
数字上の配列において最後となる項に属する。

★(例) 平底靴(左右の材料の使い方を対称にした)

甲の材質：右足一革、紡織用繊維(革が最大)

左足一紡織用繊維、革(紡織用繊維が最大)

本底の材質：ゴム

1足の甲の面積が「革、紡織用繊維」とも同じ

64類注4(a)で
決定できない▼

64. 03項



64. 04項

3(c)により

最後となる64. 04項に所属が決定

紡織用繊維

革

革

紡織用繊維



関税率表の解釈に関する通則

通則4

前項の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

実際に通則4が適用されるケースは、ほとんどないことから、
安易に適用しないこと。



関税率表の解釈に関する通則

通則5(a)

写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

関税率表の解釈に関する通則

通則5(b)

(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示して、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

通則5(a)



ただし、例外あり。

5(a) 銀製の茶壺 等

5(b) 圧縮ガス用の金属製の容器等

通則5(b)



ビニール袋



紙箱



木箱

通則5(b)

靴とともに提示された板紙製の箱、保護紙



通則5(a)の例外



香水が入った携帯用香水入れ
金及び七宝焼で装飾したもの

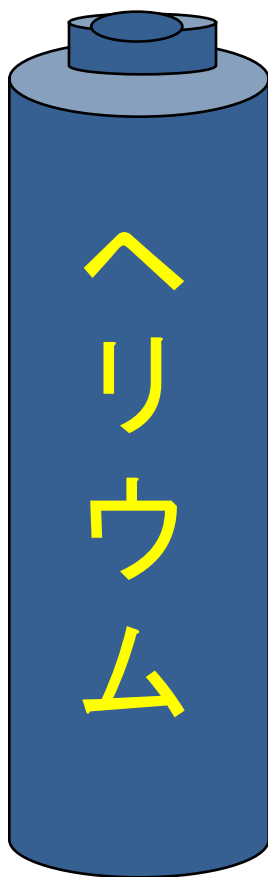


重要な特性を全体に与えている。
単なる容器ではない



通則5(a)の適用はできず
71.14項(細工品)に属する
※香水は33.03項 (分離課税)

通則5(b)・・・ただし反復容器は適用除外



圧縮ヘリウムを詰めた
鉄鋼製高圧ガス容器



反復使用に適することが明
らかな包装容器である



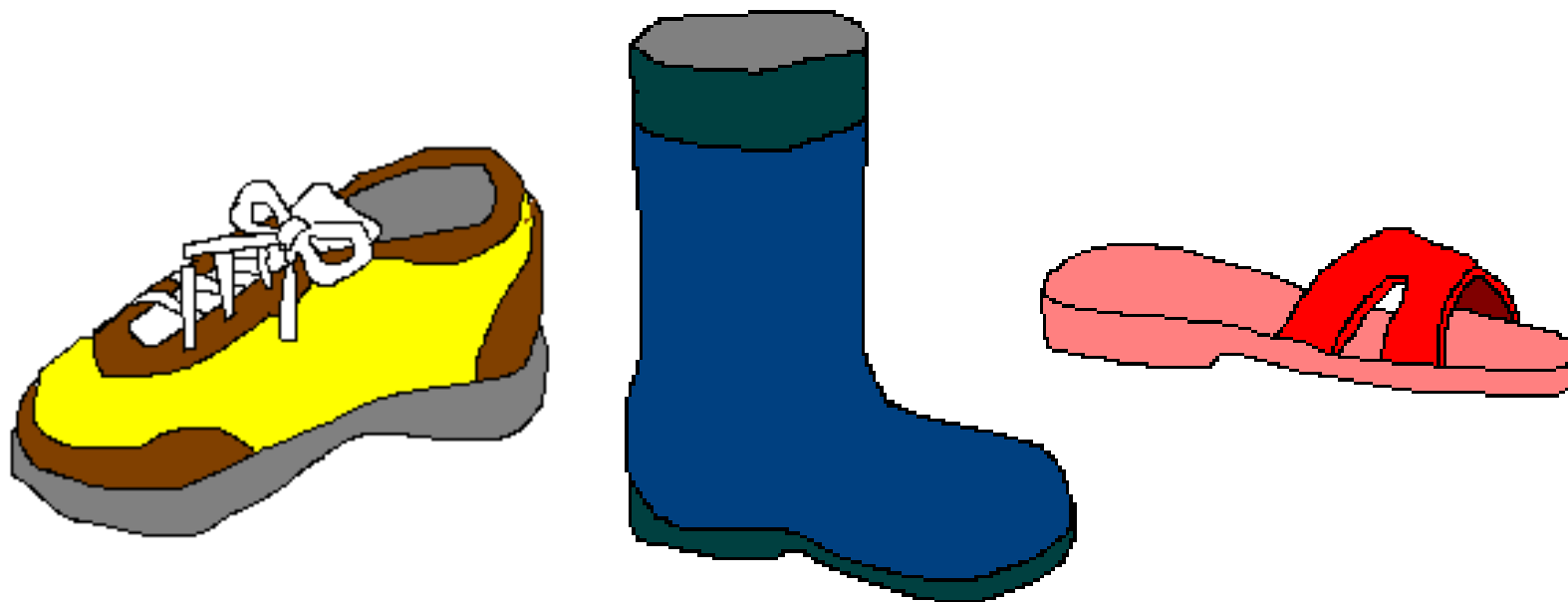
通則5(b)の適用はできず
73.11項(圧縮ガス用容器)
に属する
※ヘリウムは2804.29号

関税率表の解釈に関する通則

通則6

この表の適用に当たっては、項のうちいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

第64類 **履物及びゲートルその他これに類する物品**
並びにこれらの部分品



除外物品（64類注1抜粋）

必ず、下記、部・類・項を参照してください。

- (a) もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取付けてないもの・・・構成する材料により該当する項に属する。
- (b) 本底を有しない紡織用繊維製の履物・・・（第11部参照）
- (c) 中古の履物・・・（第63.09項参照・下記要件有）
 - ・使い古したものであることが外見から明らかであること。
 - ・ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。
- (d) 石綿製品・・・（第68.12項参照）
- (e) 整形外科用の履物等・・・（第90.21項参照）
- (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴等（第95類参照）



履物の分類

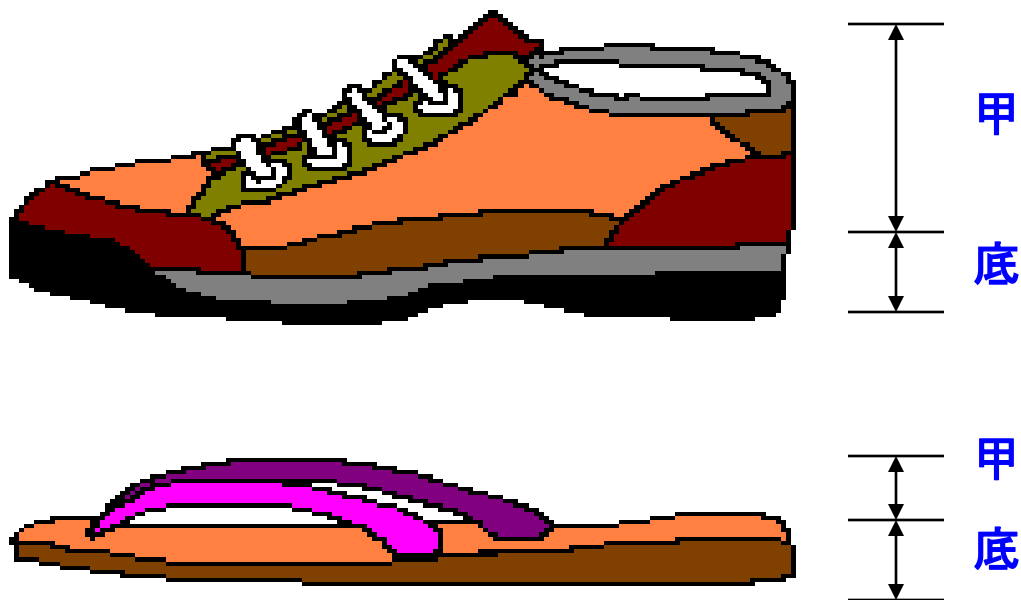
履物は、甲及び本底の構成材料に従って分類する。

本底 \ 甲	ゴム又はプラスチック		革	紡織用繊維	その他
	防水性	その他			
ゴム又は プラスチック	64. 01項	64. 02項	64. 03項	64. 04項	
革又は コンポジション レザー					
その他			64. 05項		

「甲」及び「本底」とは

甲 : 底より上の部分

本底: 履いたときに地面に接する部分

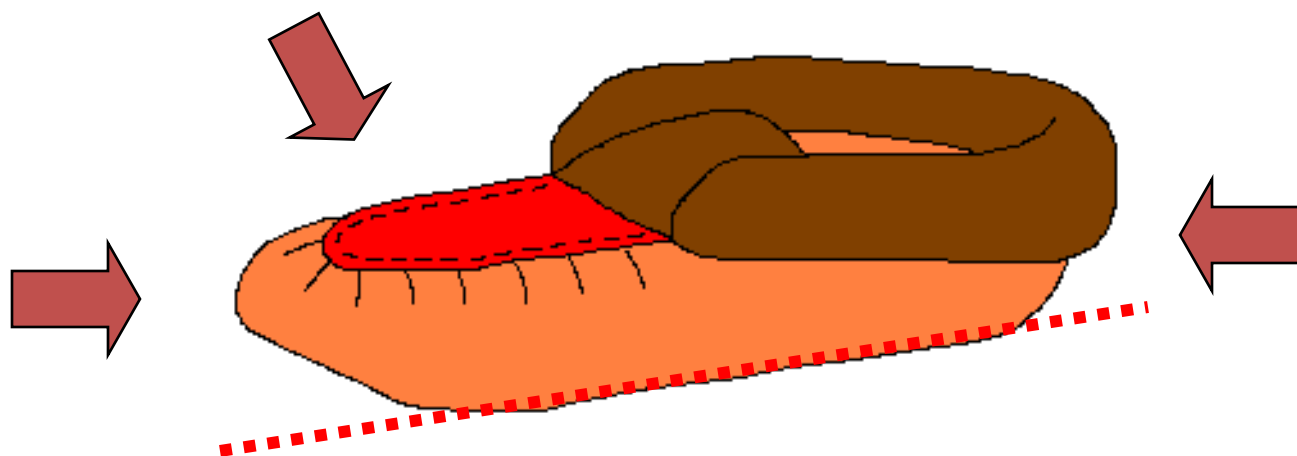


本底と甲との区別が困難な場合

64類総説(D)

インディアンモカシン

(1枚の革で足裏から甲を包むように縫製したもの)



足の横及び上部を覆う部分を甲とみなす

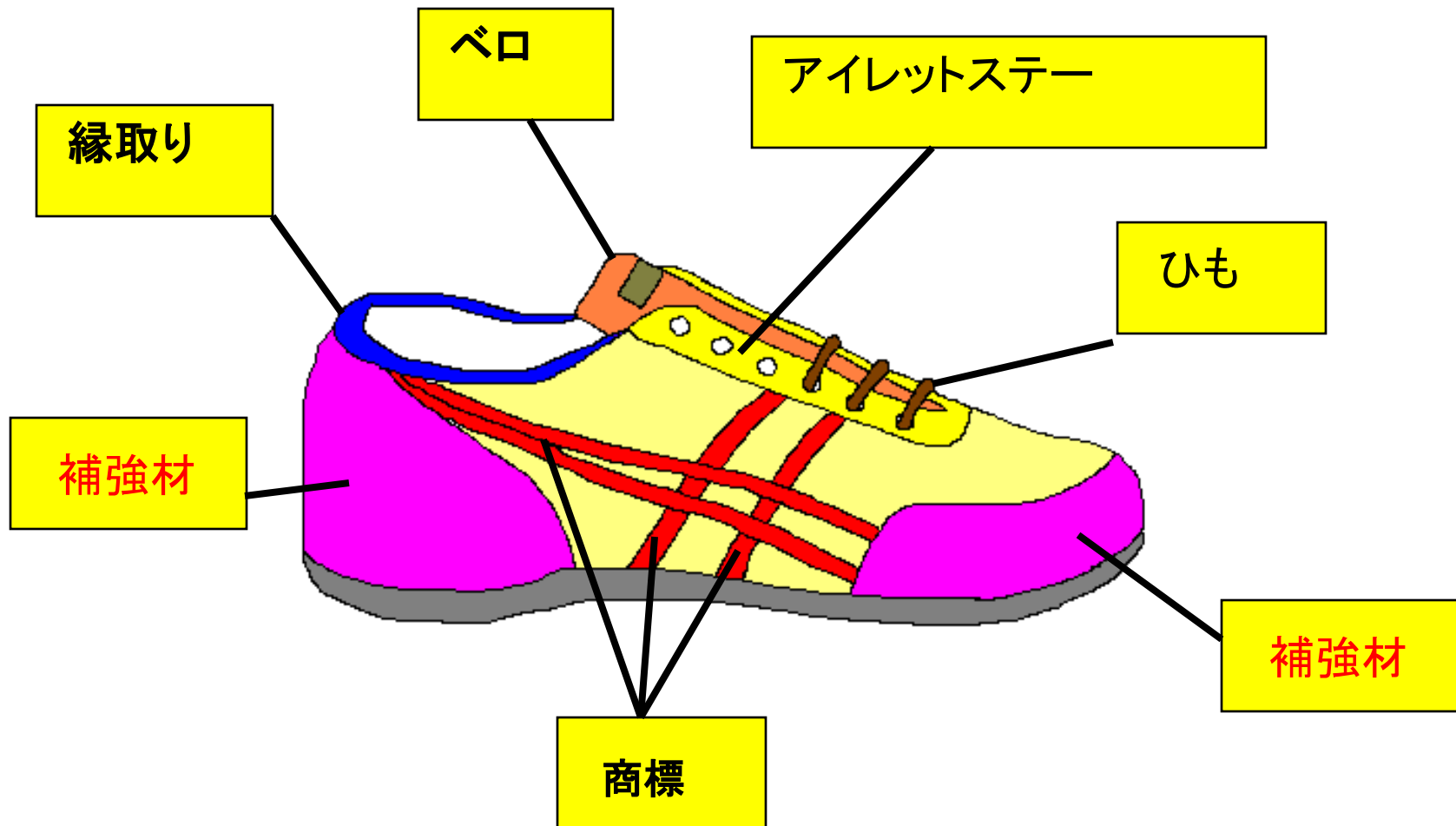
甲の材料とは

64類注4(a)

- (1) 外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定する。
- (2) 附属品及び補強材の面積は考慮しない。

(例) アンクルパッチ、縁取り、バックル、
アイレットステー、ベロ、靴ひも、商標等

附属品及び補強材の例



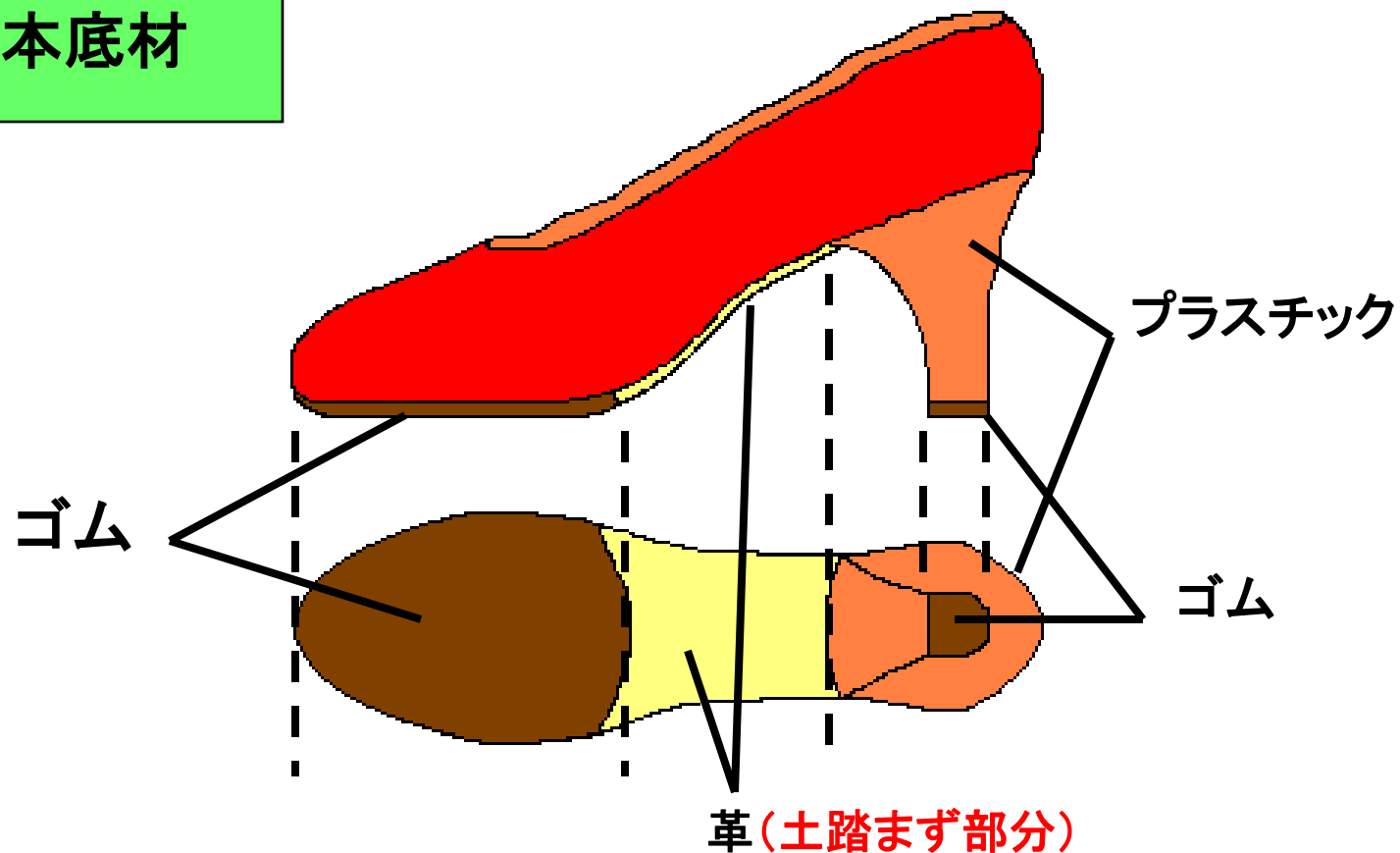
本底の材料とは

64類注4(b)

- (1) 地面に接する面積が最も大きい材料により決定する。
- (2) 附属品及び補強材(スパイク、バー、くぎ及び保護物)は考慮しない。

取り付けたかかとは(64類総説(C))の規定により考慮しない。

本底材



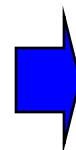
本底がゴムのものに分類

土踏まず部分、取り付けたかかとは考慮しない

「ゴム又はプラスチック」とは

64類注3(a)

紡織用繊維製品で、外面にゴム又はプラスチックの層が肉眼で判別できるもの



ゴム又はプラスチック

肉眼で判別できないもの



紡織用繊維

(注)ただし、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない

「紡織用繊維」とは

64類総説(F)

50類から60類までの繊維、糸、織物、フェルト、不織布、ひも、綱、ケーブル等を含む

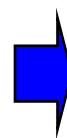
(注)パイル織物、網地(58類)、編物(60類)も含まれる

「革」とは

64類注3(b)

41.07項及び41.12項から41.14項までの物品をいう。

シャモア革、パテントレザー、パテントラミ
ネーテッドレザー、メタライズドレザー



「革」
(41. 14項)

コンポジションレザー



「革」ではない(41. 15項)

毛皮

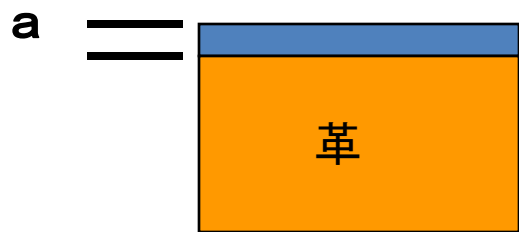


「革」ではない(43類)

パテントレザー等

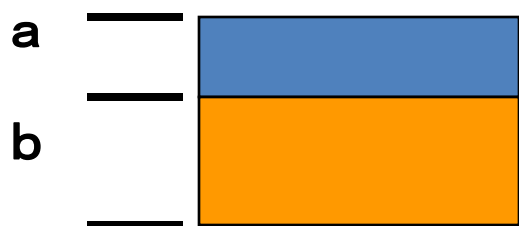
41. 14項解説

前もって成型したプラスチックシートを塗布・被覆した革



$$a \leq 0.15\text{mm}$$

⇒ パテントレザー



$$a > 0.15\text{mm}$$

$$a < \frac{(a+b)}{2}$$

⇒ パテントラミネーテッド
レザー



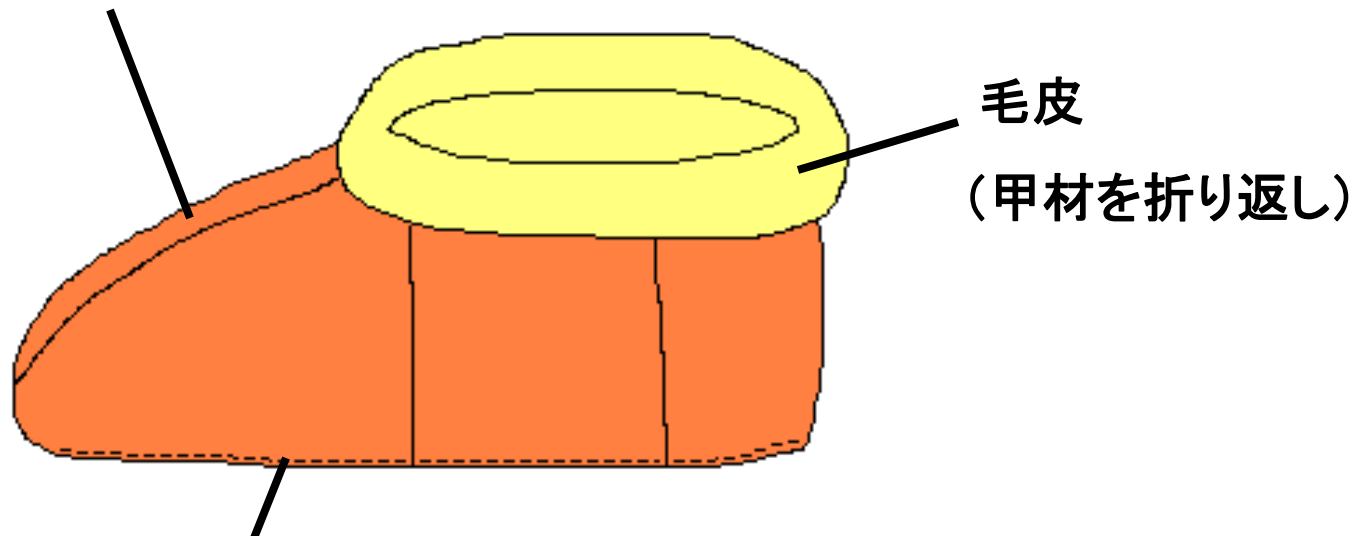
$$a > 0.15\text{mm}$$

$$a \geq \frac{(a+b)}{2}$$

⇒ プラスチック

毛皮の例

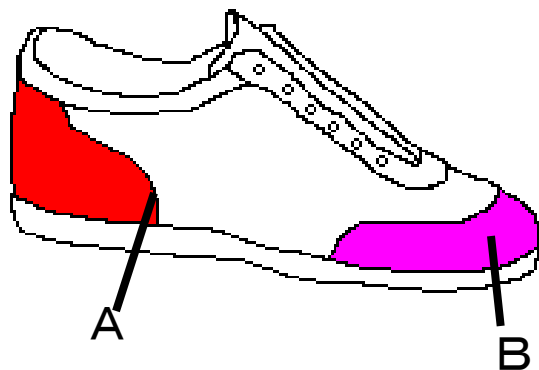
甲：毛皮の裏面（毛皮部分は内側）



本底：毛皮の裏面（毛皮部分は内側）

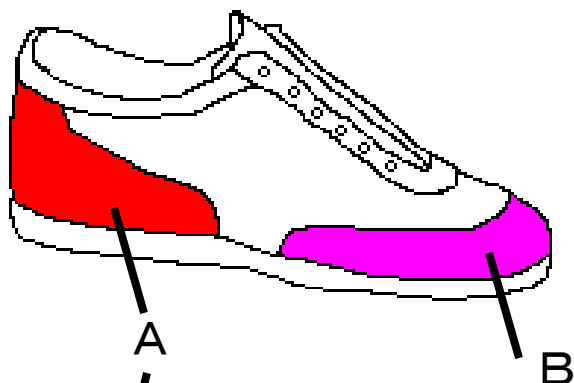
➡ その他の履物として6405. 90号に分類

甲が革製の履物の解釈について



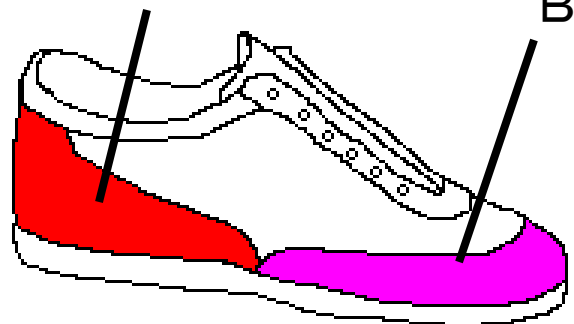
A、Bの下に基材がある

A、Bとも補強材と認める



A、Bの下に基材があるが、土踏まずの部分まで続いている

A、Bとも補強材と認める

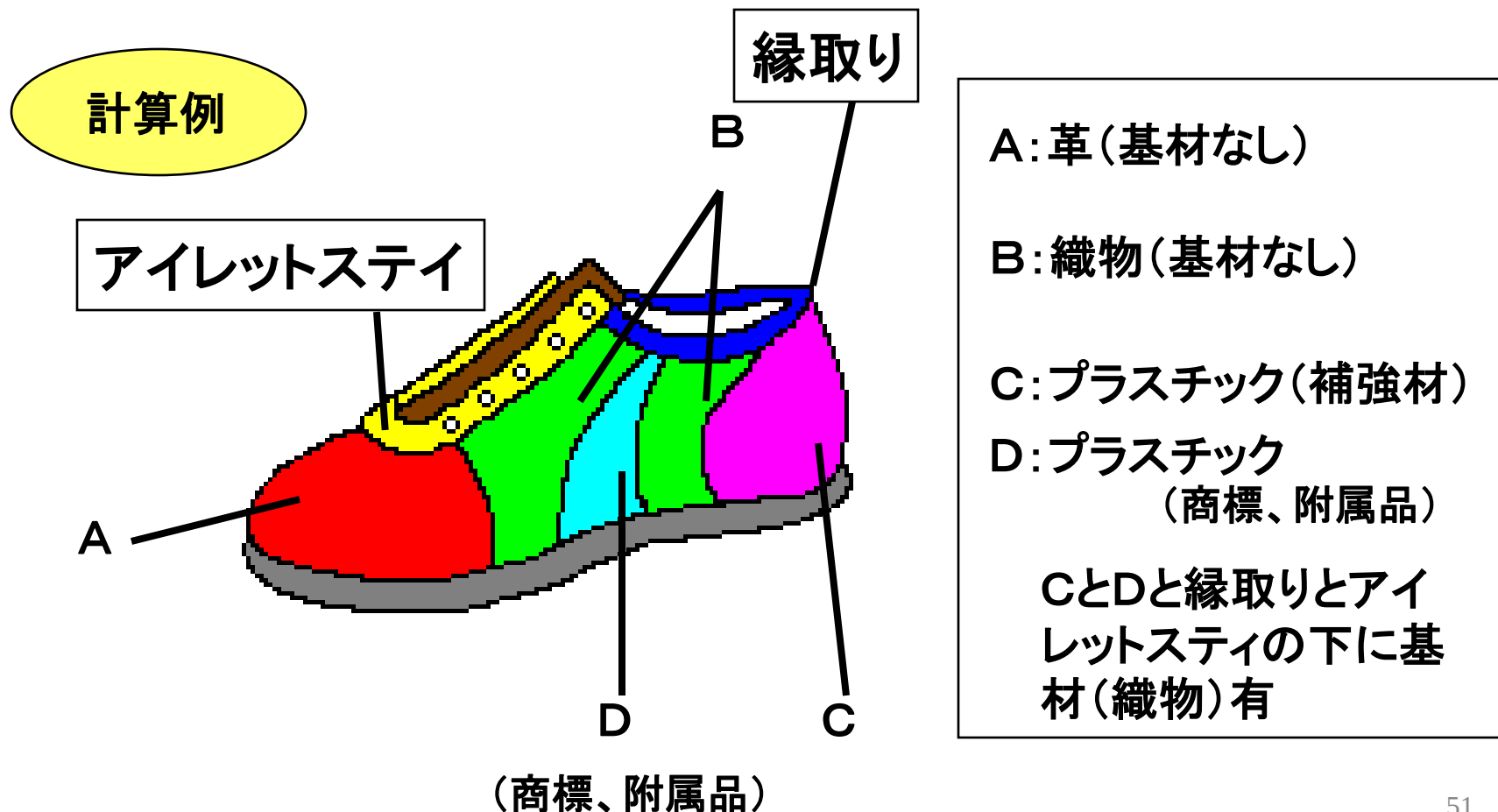


A、Bの下に基材があるが、土踏まずの部分で接している

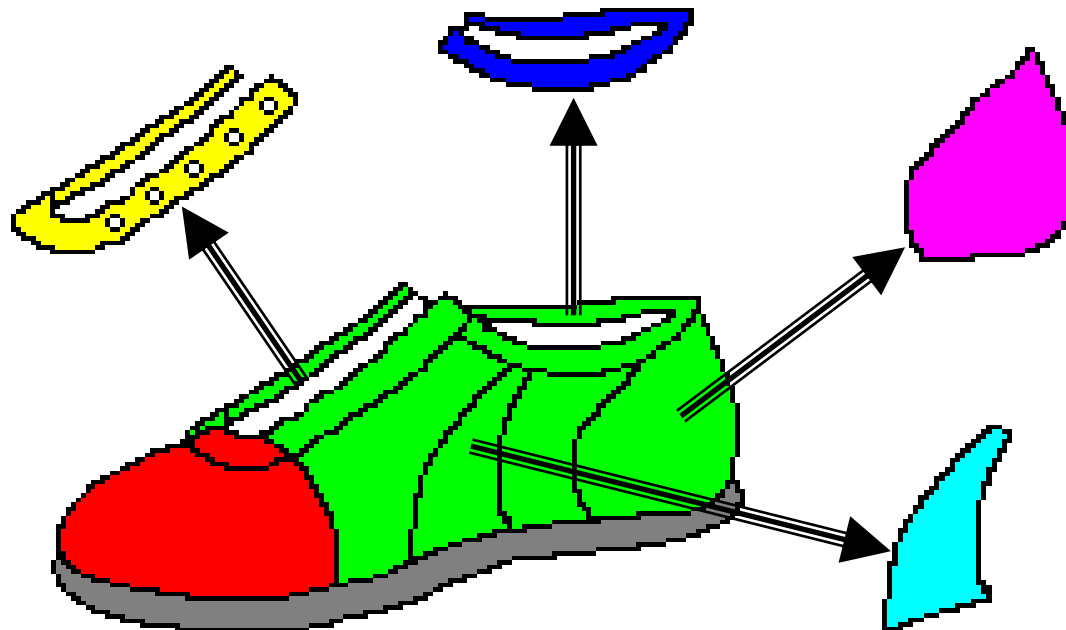
AとBが接している場合は、A、Bとも補強材と認めない

甲の構成材料を決定するための面積計算

附属品、補強材は除外して、「基材」の面積を計算する



甲の構成材料を決定するための面積計算



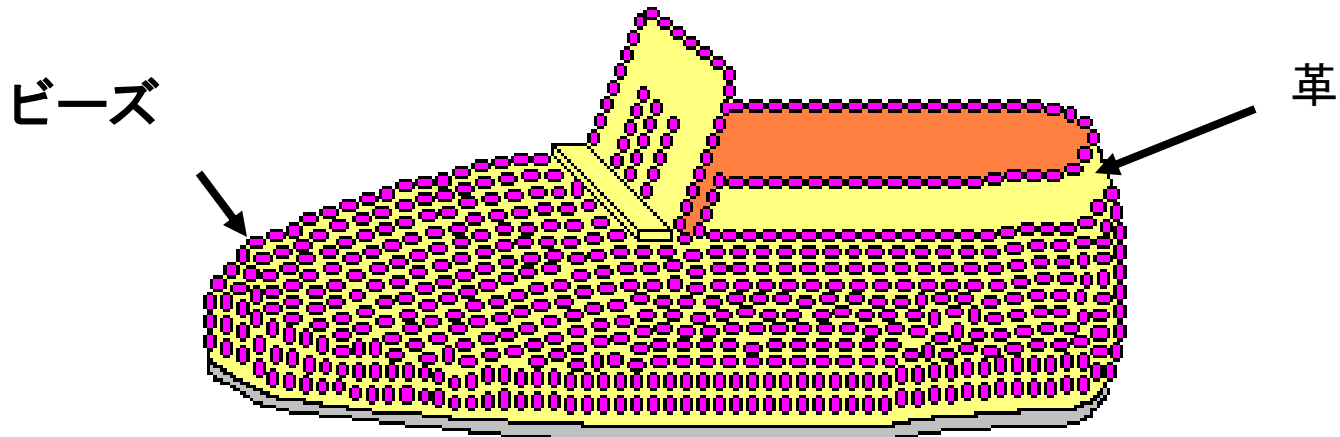
付属品、補強材の下に基材があれば面積計算の際に考慮しない。



一見して**繊維**の面積が最大

甲の材料について

甲：革の上にガラスビーズを縫い付けたもの



ガラスビーズは装飾品であり、甲が革製の履物として64.03項に分類

「スポーツ用の履物」

[第64類 号注1]

- (1)スパイクシューズ類（陸上競技用、野球用、ゴルフ用等）
スパイク等を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
- (2) 競輪用シューズ
自転車のペダルに固定する留具が取り付けられているもの及び取り付けることができるものに限る
- (3)スケート靴（スケートを取り付けることができるもの）
スケートを取り付けてあるものは除く
- (4)スキー靴
- (5)スノーボードブーツ
- (6)レスリングシューズ
- (7)ボクシングシューズ
- (8)サイクリングシューズ

「体操用等に供する履物」

[第64類 備考 1]

- (1) テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
- (2) 登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物

ただし、「スポーツ用の履物」を除く

「体操用等に供する履物」の範囲

[関税分類例規集・国内分類例規]

1 平底靴

- (1) 本底の表面がすべり止め成型されているもの
- (2) 甲の爪先部分若しくは踵部分の外面が補強されているもの又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの
- (3) 甲締め部分が紐締めのもの又は甲締め部分にマジックテープを使用しているもの
- (4) **形状、機能等を総合的に判断**して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものと認められるもの

「体操用等に供する履物」の範囲

[関税分類例規集・国内分類例規]

1 平底靴（つづき）

下記のいずれかに該当するもの

- （イ） 底部が衝撃吸収機能を有する構造のもの
- （ロ） 甲の一部に通気のための加工が施されているもの
- （ハ） 中敷の土踏まずの部分に通気のための加工が施されているもの
- （ニ） 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの

平底靴

紐又はマジック
テープ止め

アキレス腱保護パット

爪先又は踵を補強、
又は一体成型

衝撃吸収機能

通気のための加工
(甲又は中敷)

「平底」

すべり止め成型
(溝1mm以上)



「体操用等に供する履物」の範囲

[関税分類例規集・国内分類例規]

5 登山靴

- (1) 本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分の厚さが**9mm以上**であり、かつ踵部の最も厚い部分の厚さが**18mm以上**のもの
- (2) 本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用鋲を打ち付けてあるもの
- (3) 甲締め部分が紐締めのもの

..... 登山靴、軽登山靴等

登山靴

紐締め

9mm以上



18mm以上

すべり止め成型(溝3mm以上)

「体操用等に供する履物」の範囲

[関税分類例規集・国内分類例規]

10 アフターブーツ

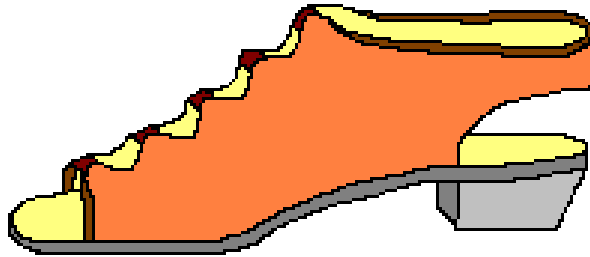
- (1) 足入れ口がくるぶし以上までであるもの
- (2) 甲の部分のうち靴のへり又はベロ以外の甲に毛皮又は革以外の材料を使用しているもの
- (3) 靴の内側に保温材を使用しているもの
- (4) 本底に革以外の材料を使用しているもの

「サンダル」とは

(64.02項のみ)

- (1) 後甲を欠くもの(バックバンドシューズも含む)
- (2) 前甲と後甲とが離れているもの
- (3) 前甲及び後甲がバンド状のもの並びに帯状のもの

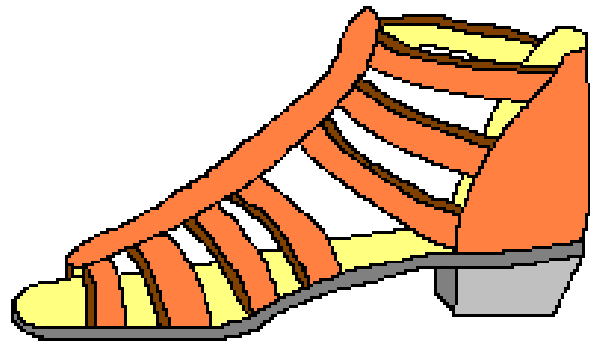
(A)



後甲を欠くもの

サンダル
6402.99-029

(B)



後甲と前甲が離れ、バンドのみでつながっている

サンダル
6402.99-029

「キャンバスシューズ」とは

(64.04項のみ)

(1) 甲の外面に**キャンバス地**を用いているもの

(イ) 紡織用繊維材料(綿、麻、合成繊維等)の種類は問わない。

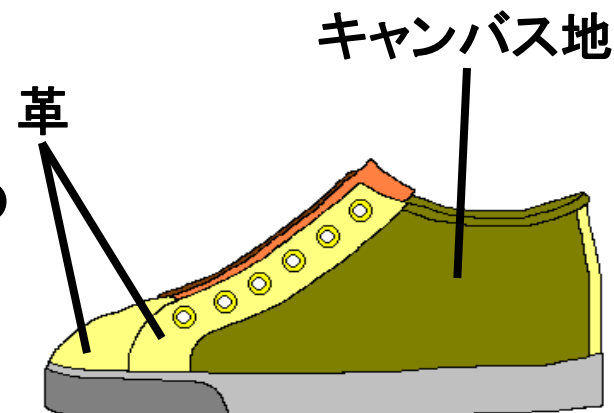
(ロ) 太番手

(ハ) 密な平織り

(2) 短靴(Shoes)であること

足入れ口(トップライン)がくるぶしより下のもの

くるぶしを覆わないもの



甲: 革及びキャンバス地

(キャンバス地の面積が最大)

64.04項に分類

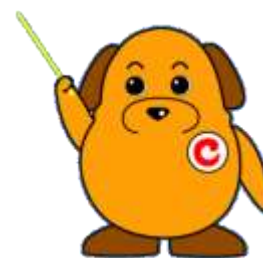
「甲の一部に革を使用したもの」とは

(64.04項、及び64.05項の一部のみ)

- (a) 甲の**外面**に革を使用したもの
- (b) 革の量の**いかん**は問わない
- (c) 64. 03項及び6405. 10号の「甲が革製のもの」**以外**のもの
- (d) 甲の外面には、附属品及び補強材を**含み**、ベロは含まない。

<おさらい>

- ・品目分類は条約に基づき、国際的に統一されている。
- ・分類は、項の規定と注の規定に従って決定される。
部や類の表題は単なる見出しに過ぎない。
- ・分類の条約用語は英語とフランス語であるので、
日本語訳が完全でない場合がある。備考にも注意
する。
- ・小売用のセットの範囲に注意する。
- ・容器、包装の取扱いに注意する。



実際の輸入貨物の分類に際しては、関税率表、関税率表解説等を参照されるとともに、不明な点は首席関税鑑査官部門に照会願います。

なお、「文書による事前教示制度」のご利用をお奨めします。

(照会先)

東京税関業務部 首席関税鑑査官部門

電話03－3529－0700

★Eメール照会アドレス

tyo-gyomu-info@customs.go.jp

tyo-gyomu-bunrui@customs.go.jp

